

公益社団法人広島県社会福祉士会の主催研修等における
自然災害等発生時の開催についての判断基準（ガイドライン）

1. 対象となる事象

- (1) 自然災害（台風、大雨、大雪、川の氾濫、地震等）

2. 判断基準

- (1) 自然災害

- ① 研修開催場所に特別警報が発令された場合は中止もしくは延期する。
- ② 研修開催場所に①以外の警報が発令されたとき、または台風接近の場合は状況を勘案して担当委員会等が個別に判断する。

3. 対象となる研修等

- ① 公益社団法人広島県社会福祉士会の担当委員会または担当支部（以下「担当委員会等」という）が主催する研修、研究会、事例検討、フォーラム、セミナー及び委員会等（以下「研修等」という）を対象とする。

4. 判断時期

- ① 午前実施の研修は午前6時までに、午後実施の研修は午前10時までに決定する。
- ② 台風接近の場合は接近状況をみておおむね1日前に判断する。
- ③ 研修等を中止もしくは延期する場合、担当委員会等はすみやかに『公益社団法人広島県社会福祉士会ホームページ』（<http://hacsw.jp/>）にて告知する。

5. 開催を中止もしくは延期した後の対応について

- ① 単発の研修や認証を受けていない研修で、後日開催の調整が難しい場合は中止とする研修を中止した場合は、受講料の返金は原則行わない。この場合、資料を個別に送付する。
- ② 連続講座や認証を受けた研修の後日開催について個別に判断する。